

特定非営利活動法人埼玉県ウォーキング協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人埼玉県ウォーキング協会（略称：NPO SWA）と称する。

2 この法人の英文法人名は、NPO SAITAMAKEN WALKING ASSOCIATION とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区岸町一丁目4番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、県内各地域にひろがりつつあるウォーキングのより一層の発展を期し、ウォーキングの啓蒙普及を図り、もって自然を愛し、自然に親しみ、健全な心身の涵養により明るい社会の発展と社会文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ウォーキング大会を通じた市民への普及および指導に関する事業
- (2) ウォーキング運動を理解し賛同する団体および指導者の育成を図る事業
- (3) 機関紙およびホームページ、出版等によるウォーキング運動の普及啓蒙に関する事業
- (4) ウォーキング初心者教室開催等を通じて、一般市民へのウォーキングの普及を図る事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

2 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の過半数以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員および職員

(役員の種類、定数および選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 10人以上 20人以下

(2) 監 事 2人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を会長、3人以上5人以下を副会長とする。

3 理事および監事は、総会において選任する。

4 会長および副会長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員の仕事は、それぞれの前任者または現任者の任職の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任職満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(報酬等)

第18条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任
- (7) 会員の除名
- (8) 新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 重要な組織および運営事項
- (10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、またはファックスにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を表記すること)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要および議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 役員の仕事および報酬に関する事項

(4) 入会金および会費に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクス、または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数および氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要および議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 名誉会長および顧問

第39条 この法人に、名誉会長・顧問を若干人置くことができる。

(1) 名誉会長は、理事会の議決により会長が委嘱する

(2) 顧問は、学識経験者およびこの法人の運営に理解のある者を理事会が推薦する

(3) 名誉会長および顧問は、会長の諮問に応え、会議に出席して、この法人の重要事項につき助言することができる

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る会計

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の規定による収入および支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、解散の総会において出席した正会員の過半数以上の議決を経て選定された、特定非営利活動法人または公益法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	小 川 正
副会長	水 谷 勇 三
副会長	吉 田 虎 吉
副会長	夏 目 坦
理 事	青 木 邦 茂
理 事	前 嶋 正 保
理 事	増 渕 芳 子
理 事	澤 海 勇
理 事	嶋 村 豊 一
理 事	竹 村 春 江
理 事	新 井 幹 子
理 事	清 水 伸 雄
理 事	鈴 木 民 男
理 事	松 本 ミ ド リ
監 事	上 野 俊 夫
監 事	森 司 郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2005年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①入会金 1,000円

②年会費 10,000円

(2) 賛助会員

①入会金 個人 1,000円

団体 1,000円

②年会費 個人 5,000円

団体 5,000円

(2005.8.5版)